

**文化芸能劇場を使用する場合は
「箕面市市民文化芸能振興交付金」をご活用ください!**

箕面市市民文化芸能振興交付金(以下「振興交付金」とは…

文化芸能劇場の大ホール又は小ホールを、市民会館やメイプルホールと同等の料金で利用できるようにするための交付金です。交付申請には条件がありますので、必ず事前に下記までお問い合わせください。(対象期間:北大阪急行線延伸線開業日の前日まで)

<申請窓口> 文化芸能劇場(電話:072-726-3000)または

箕面市役所人権文化部生涯学習・市民活動室(電話072-724-6729)

大乘弘照助成金の申請時には、振興交付金の額もご記入ください!

①大乘弘照助成金(以下「大乘助成」)の申請前に会場予約を行う場合

会場予約を行う際に、振興交付金の申請をしてください。

②振興交付金を利用して会場使用料支払いを済ませた場合・公演が終了している場合

劇場に支払った利用料金の内訳が分かるものをご用意ください。

①や②の場合の記載方法は以下を参考にしてください。後日精算により、振興交付金の収入額は、大乘助成の対象外として計算し、差額分の返還をお願いする場合があります。

<記入例>10月に文化芸能劇場で公演予定で、会場予約を済ませている場合

【事業費】会場使用料:300千円(リハーサル1回分と本番1回分:150千円×2回)

150千円(リハーサル1回分:150千円×1回)

(※リハーサル1回分と本番のみが対象です)

附帯設備利用料(見込み):200千円

(リハーサル1回分と本番1回分:100千円×2回)

100千円(リハーサル1回分:100千円×1回)

【収入】振興交付金の額…300千円

事業費				収入				
	費目	内容	金額(千円)		費目	内容	金額(千円)	
助成対象	助成対象	
	会場使用料	リハ・本番	300					
	設備使用料	リハ・本番	200					
A 小計				C 小計				
助成対象外	費目	内容	金額(千円)	助成対象外	費目	内容	金額(千円)	
	会場使用料	リハ	150		振興交付金	会場使用料関連	300	
	設備使用料	リハ	100					
B 小計				D 小計				

③大乗助成の申請時に振興交付金を利用しなかった場合

③の場合、条件を満たす場合は後日振興交付金の利用申請を行うことが可能です。詳しくは表面記載の申請窓口にお問い合わせください。

後日振興交付金を利用した場合、精算時に振興交付金の収入額は、大乗助成の対象外として計算し、差額分の返還をお願いする場合があります。

③の場合の申請時の記載方法は以下を参考にしてください。

<記入例>10月に文化芸能劇場で公演予定で、会場予約が未済のまま提出する場合

【事業費】会場使用料:300千円(リハーサル1回分と本番1回分:150千円×2回)

150千円(リハーサル1回分:150千円×1回)

(※リハーサル1回分と本番のみが対象です)

附帯設備利用料(見込み):200千円

(リハーサル1回分と本番1回分:100千円×2回)

100千円(リハーサル1回分:100千円×1回)

事業費				収入			
助成対象	費目	内容	金額(千円)	助成対象	費目	内容	金額(千円)

	会場使用料	リハ・本番	300				
	設備使用料	リハ・本番	200				
A 小計				C 小計			
助成対象外	費目	内容	金額(千円)	助成対象外	費目	内容	金額(千円)

	会場使用料	リハ	150		入場料等		
	設備使用料	リハ	100				
B 小計				D 小計			

(大乗助成金の申請のパターン)

文化芸能劇場を使用する事業ですか？

いいえ

振興交付金は対象外。申請してください。

はい

すでに会場の予約がお済みですか？

はい

表面②をご確認ください。

いいえ

振興交付金を活用する予定がありますか？

いいえ

上記③をご確認ください。

はい

表面①又は上記③をご確認ください。